

ごみの野焼きは禁止されています

ごみの野焼き（焼却行為）は煙や悪臭などにより周囲へ迷惑をかけるだけでなく、人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質、ダイオキシン類を発生させる原因にもなっていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

ダイオキシンとは

炭素、水素、酸素、塩素という身の回りのどこにでもある元素からできる物質。非常に毒性が強く、環境汚染や、人体の遺伝子への影響、発ガン性も指摘されます。

さまざまなものを燃やすごみ焼却では、ダイオキシンを発生させる可能性があります。

法律に違反して野焼きをした場合…

罰則規定

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
法人の場合、3億円以下の罰金

例外となる焼却行為

焼却行為は例外となる場合もあります。安全管理のため、必ず事前に環境課への連絡と消防署への届出書提出が必要です。ただし、周囲の住民に迷惑がかかる場合は、焼却途中で中止していただきます。

焼却行為	例
農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却	草・稲わらなどの焼却 など
日常生活を営む上で実施される軽微な焼却	たき火、バーベキュー など
風俗慣習上の行事のために必要な焼却	どんど焼き
国や地方公共団体が実施する施設管理のために必要な焼却	河川敷、道路の草焼き
震災などの予防、応急対策または復旧のために必要な焼却	防災訓練、消防訓練 など

※やむを得ずこれらの焼却をする場合であっても、焼却の規模、時間帯、風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないよう、注意しなければなりません。



野焼き



ドラム缶



一斗缶



▲詳細はホームページをご確認ください。

照会 環境課 ☎0537⁸⁵1162
消防署 ☎0537⁸⁵2119